

平成 28 年度経営事項審査申請要領・「別冊」正誤表

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正」（平成28年8月1日付（国土交通省告示第911号））により、登録基礎ぐい工事試験及び登録解体工事試験に合格した者は、技術職員として加点されることとなりました。これに伴い、平成28年度経営事項審査申請要領・「別冊」についても下記のとおり変更箇所がありますので、平成28年8月1日以降に経審を申請される方は、内容を十分確認の上書類を作成してください。

※ 改正に伴う様式変更はありません。

頁	変更前	変更後																																																							
81	<table border="1"> <tr> <td>061</td> <td>地すべり防止工事</td> <td>【1年】</td> <td>とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>062</td> <td>建築設備士</td> <td>【1年】</td> <td>電気(08)、管(09)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>063</td> <td>計装</td> <td>【1年】</td> <td>電気(08)、管(09)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>064</td> <td>基幹技能者</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>099</td> <td>その他</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>1点</td> </tr> </table>	061	地すべり防止工事	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)	1点	062	建築設備士	【1年】	電気(08)、管(09)	1点	063	計装	【1年】	電気(08)、管(09)	1点	064	基幹技能者		該当する業種	3点	099	その他		該当する業種	1点	<table border="1"> <tr> <td>061</td> <td>地すべり防止工事</td> <td>【1年】</td> <td>とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>040</td> <td>基礎ぐい工事</td> <td></td> <td>とび・土工・コンクリート(05)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>062</td> <td>建築設備士</td> <td>【1年】</td> <td>電気(08)、管(09)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>063</td> <td>計装</td> <td>【1年】</td> <td>電気(08)、管(09)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>064</td> <td>基幹技能者</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>099</td> <td>その他</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>1点</td> </tr> </table>	061	地すべり防止工事	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)	1点	040	基礎ぐい工事		とび・土工・コンクリート(05)	2点	062	建築設備士	【1年】	電気(08)、管(09)	1点	063	計装	【1年】	電気(08)、管(09)	1点	064	基幹技能者		該当する業種	3点	099	その他		該当する業種	1点
061	地すべり防止工事	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)	1点																																																					
062	建築設備士	【1年】	電気(08)、管(09)	1点																																																					
063	計装	【1年】	電気(08)、管(09)	1点																																																					
064	基幹技能者		該当する業種	3点																																																					
099	その他		該当する業種	1点																																																					
061	地すべり防止工事	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)	1点																																																					
040	基礎ぐい工事		とび・土工・コンクリート(05)	2点																																																					
062	建築設備士	【1年】	電気(08)、管(09)	1点																																																					
063	計装	【1年】	電気(08)、管(09)	1点																																																					
064	基幹技能者		該当する業種	3点																																																					
099	その他		該当する業種	1点																																																					
82	<p>注2)コード099「その他」とは、平成 11 年 5 月 26 日付け建設省経建発第 137 号「営業所専任技術者の実務要件の緩和について」に基づく期間振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外認められません。</p> <p>注3)配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48 年政令第 98 号。以下「昭和 48 年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあたっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。</p> <p>注4)鉄工:昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。</p> <p>注5)鉄筋施工:昭和 60 年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。</p> <p>注6)板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和 48 年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。</p> <p>注7)木工:昭和 48 年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。</p> <p>注8)地すべり防止工事:地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会(旧社団法人地すべり対策技術協会)が行う地すべり防止工事試験が該当します。</p> <p>注9)建築設備士:建築士法第 20 条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。</p> <p>注 10)計装:建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。</p> <p>注 11)解体工事に係る資格区分コードは、施行日までに発行する別冊に掲載します。</p>	<p>注2)コード099「その他」とは、平成 11 年 5 月 26 日付け建設省経建発第 137 号「営業所専任技術者の実務要件の緩和について」に基づく期間振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外認められません。</p> <p>注3)配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48 年政令第 98 号。以下「昭和 48 年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあたっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。</p> <p>注4)鉄工:昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。</p> <p>注5)鉄筋施工:昭和 60 年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。</p> <p>注6)板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和 48 年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。</p> <p>注7)木工:昭和 48 年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。</p> <p>注8)地すべり防止工事:地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会(旧社団法人地すべり対策技術協会)が行う地すべり防止工事試験が該当します。</p> <p>注9)建築設備士:建築士法第 20 条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。</p> <p>注 10)計装:建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。</p> <p>注 11)解体工事に係る資格区分コードは、施行日までに発行する別冊に掲載します。</p> <p>注 12)基礎ぐい工事:登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験)に合格したものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。</p>																																																							
別冊	<table border="1"> <tr> <td>06A</td> <td>地すべり防止工事(附則第4条該当)</td> <td>【1年】</td> <td>とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>060</td> <td>解体工事</td> <td></td> <td>解体(29)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>099</td> <td>その他</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要 ※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要</p>	06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)	1点	060	解体工事		解体(29)	2点	099	その他		該当する業種	1点	<table border="1"> <tr> <td>06A</td> <td>地すべり防止工事(附則第4条該当)</td> <td>【1年】</td> <td>とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>060</td> <td>解体工事※3</td> <td></td> <td>解体(29)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>099</td> <td>その他</td> <td></td> <td>該当する業種</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要 ※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要 ※3 登録解体工事試験(建設業法施行規則第7条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験)をいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験が該当します。</p>	06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)	1点	060	解体工事※3		解体(29)	2点	099	その他		該当する業種	1点																									
06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)	1点																																																					
060	解体工事		解体(29)	2点																																																					
099	その他		該当する業種	1点																																																					
06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)	【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)	1点																																																					
060	解体工事※3		解体(29)	2点																																																					
099	その他		該当する業種	1点																																																					

